第19巻第1号<通巻92号> 平成21年（2009年）1月31日発行

ISSN 0917-821X

緑の地球

92

Vol.19-1

財団法人
国際緑化推進センター

COP14等ポズナン会合、日本からG8合意の長期目標の共有など訴える

気候変動枠組条約第14回会合（COP14）・京都議定書第4回締約国会合（COP／MOP4）をはじめとする一連の国連気候変動関連会議が昨年12月1日～12日、ポーランドのポズナンで開催された。

2013年以降の枠組みについて、条約特別作業部会第4回会合（AWG-LCA4）では、共有のビジョン、緩和、適応、技術、資金について議論。各国見解を取りまとめた議長総括が作成されると共に、09年の作業計画が策定された。日本からは、G8議長国としてG8の合意である「50年までに世界全体の排出量を少なくとも50％削減する」という長期目標の共有や革新的技術開発の国際連携の必要性を主張した。

京都議定書特別作業部会第6回再開会合（AWG-KP6-2）では、附属書I国の①削減ポテンシャル・削減幅、②更なる約束の検討、③排出削減目標達成手段の分析（柔軟性メカニズム、LULUCF、対象とする温室効果ガス等）、④政策・手段等による環境・経済・社会面での潜在的影響、⑤09年の作業計画、に関して議論。この中で削減幅については、「附属書I国全体で20年までに1990年比で25～40％削減が必要とのIPCCの指摘を認識する」というバリ会合での結論を再確認した。LULUCFの取扱いについては、日本から、森林経営以外の3条4項活動（農地管理、植生回復等）についても議論の早期開始を主張。最終的に、次回会合以降、これらの活動を含め、算定オプションに関する議論を継続することで一致した。

また、会期中、「森林減少・劣化に由来する排出の削減（REDD）」の重要性を訴える閣僚級共同声明（日本を含む24ヵ国参加）が発表された。

次期枠組み交渉の今後の日程は、二つの特別作業部会については今年は4回8週間の会合が予定されており、次回会合は3月29日～4月8日、次々回会合は6月1日～12日、共にボンで開催される。6月開催時には、二つの補助機関会合（SBSTA30、SBI30）も同時に開かれる。

（本誌3～4頁に関連記事）

林野庁の21年度国際林業協力予算案、12・9％減の3億2000万円

林野庁の平成21年度予算案（一般会計）は、総額3786億5900万円で対前年度比98・2％。森林吸収源対策のさらなる推進に向け、助成の充実等により特に条件不利地森林の間伐や路網整備を緊急対策として盛り込んだ。

林野庁予算案のうち、国際林業協力関連は3億2046万円（対前年度比87・1％）。これに、農林省大臣官房計上の国際機関への拠出金のうち、林野庁関連としての国連食糧農業機関（FAO）、国際熱帯木材機関（ITTO）拠出金を含めた林野庁海外関係全体としては、5億1992万円（同93・4％）、うち政府開発援助（ODA）は5億2300万円（同94％）。

国際林業協力関連の新規事業は次の2件。

▼森林減少防止のための途上国取組支援事業（5年間事業／平成21年度予算案額4500万円）：インドシナ諸国等において、REDDの取組体制整備を促進するため、現場レベルでの活動支援、衛星画像解析技術等の開発、人材育成等を行う。

▼森林・水環境保全のための実証活動支援事業（5年間事業／平成21年度予算案額1081万円）：砂漠化や水資源問題が深刻化する地域において、実証的活動を通じ、水収支バランスの変化に配慮した現地で適用可能な緑地開発の手法を提案する。また、研修等を通じて成果の普及を図る。

第44回ITTO理事会、テーマ別プログラムの実施方法など採択

国際熱帯木材機関（ITTO）の第44回理事会が昨年11月3日～8日横浜で開催され、46の加盟国とEC、他に国際機関やNGO等が出席した。

今回の理事会では、新たに導入される「テーマ別プログラム」の実施手法および五つのテーマが採択された。その五テーマとは次のとおり。

▼森林法の執行、統治および貿易、▼熱帯林における森林減少・劣化の削減および環境サービスの促進、▼住民による森林および企業経営の支援、▼貿易およびマーケットの透明化、▼林産業の開発と効率向上。

この他「行動計画08年～11年」が採択され、その中で造林・森林経営、林産業、経済・市場情報の各分野に加え、テーマ別プログラムによって優先的に実施すべき活動が明記された。

また、熱帯木材生産林における生物多様性ガイドラインを採択。これは93年発行の現行のガイドラインに新たな知見を加えて更新したもの。

プロジェクト等への拠出では、全21件に対し508万ドルの拠出が表明された（うち日本から364万ドル）。

次回理事会は今年11月9～14日に横浜で開催予定。（本誌9頁に関連記事）

モントリオール・プロセスの技術指針改定

持続可能な森林経営の「基準・指標」の作成と活用を進める「モントリオール・プロセス」（日、米、加、露、豪、中等12ヵ国が参加）では、昨年11月6日～10日にモスクワで開催した第19回総会で、3年間に及んだ指標の改訂作業を完了、これまでの67指標を54指標に簡素化した。また、今年10月にブエノスアイレスで開かれる世界林業会議に向け、第2回概要報告を作成することを決めた。

モントリオール・プロセスの基準・指標（7基準54指標）は次のとおり。

基準1　生物多様性の保全（9指標）
基準2　森林生態系の生産力の維持（5指標）
基準3　森林生態系の健全性と活力の維持（2指標）
基準4　土壌及び水資源の保全・維持（5指標）
基準5　地球的炭素循環への寄与（3指標）
基準6　長期的・多面的な社会・経済的便益の維持増進（20指標）
基準7　法的・制度的・経済的な枠組（10指標）

JICA、4月からブルキナファソで苗木生産支援事業

国際協力機構（JICA）が4月から、ブルキナファソで新規事業「苗木生産支援プロジェクト」を開始する。

同国は砂漠化の進行で、土地の劣化や森林・水資源の減少など生活環境の悪化が深刻になっている。自然資源の持続的管理を図るために国家苗木生産戦略が策定されているが、予算や体制、技術などが不十分で、生産活動は困難を来している。

そこでプロジェクトでは、国家戦略実現のための課題―①関係者の適正な組織化、②商品化や流通体制の整備、③効率的な計画・モニタリング、等への取組支援として、優先樹種の普及のための苗木生産技術の研修、苗木需給情報の把握のための組織化、苗木販路拡大のための普及啓発等の活動を行う。期間は12年1月までの2年10ヵ月間。ブルキナファソ側機関は環境生活環境省森林局。

●92号――目次●

国際緑化ニュース…… 1
気候変動枠組条約第14回締約国会議等（ポズナン会合）の結果概要…… 3
違法伐採対策に関する我が国の取組…… 5
プロジェクト追跡…… 7
＜サバ：ギニアにおける熱帯林再生活動　10年の軌跡＞
国際熱帯木材機関（ITTO）第44回理事会の結果概要…… 9
新たな機能と組織体制で、新JICA誕生…… 10
ワールドレポート＜オーストリア＞…… 11
センターの活動／基金へのご協力…… 13

表紙写真：植栽木を被陰樹として活用した苗木の養生光景。インドネシア国ロンボク島の日イ友好の森林。上木の多くはゲニゼロ（*Enterolobium cyclocarpum*）、苗木はアメリカネムノキ（*Samanea saman*）＜写真／飯田敏雅（国際緑化推進センター）＞

気候変動枠組条約第14回締約国会議等（ポズナン会合）の結果概要

COP15での次期枠組み合意に向け、作業プロセスなど議論

林野庁研究・保全課　森林吸収源情報管理官　赤堀聡之

2008年12月1日～12日、ポーランド・ポズナンにおいて、気候変動枠組条約第14回締約国会合（COP14）が開催された。2007年12月のCOP13（インドネシア・バリ）では「バリ行動計画」が策定され、2013年以降の次期枠組みについて2009年末のCOP15までに合意することとされているのは、すでに本誌88号でも報告しているところである。今回のCOP14には187の締約国、関係国際機関、NGO等約1万人が参加し、1年後のCOP15での合意に向けて、関係議題について検討を行った。

1. 交渉会合の構成について

交渉会合全体を大括りに「COP」と呼んでいるが、京都議定書の発効や次期枠組み交渉が始まったことから新たな会合が設置されているところであり、本論に入る前に各交渉会合の構成を説明することとしたい。

まず、基本条約である「気候変動枠組条約」（1992年、地球サミットで採択）の下で最上位の議決機関として設置されたのが「COP」（条約締約国会合）である。この下に「SBI」（実施に関する補助機関会合）と「SBSTA」（科学上及び技術上の助言に関する補助機関会合）の二つの補助機関会合が設置されている。ここまでが枠組条約により当初から設置されていた交渉会合である。

枠組条約の下で先進各国の排出削減目標を定めたのが「京都議定書」であるが（1997年、COP3で採択）、この議定書の最上位議決機関として設置されたのが「CMP（又はCOP／MOP）」（議定書締約国会合）である。COPと同時並行的に毎年末に開催され、COP11（2005年、カナダ・モントリオール）で第1回となるCMP1が開催されている。枠組条約は批准しているが京都議定書は批准していない米国は、COPの締約国であるがCMPにはオブザーバーという形でしか参加していない。

次期枠組に関する交渉機関として、二つの「AWG」（特別作業部会）が設置されている。枠組条約の次期枠組での運用については「AWG－LCA」（条約特別作業部会）、先進国の数値目標等議定書上の規定の見直しについては「AWG－KP」（議定書特別作業部会）が設置されている。

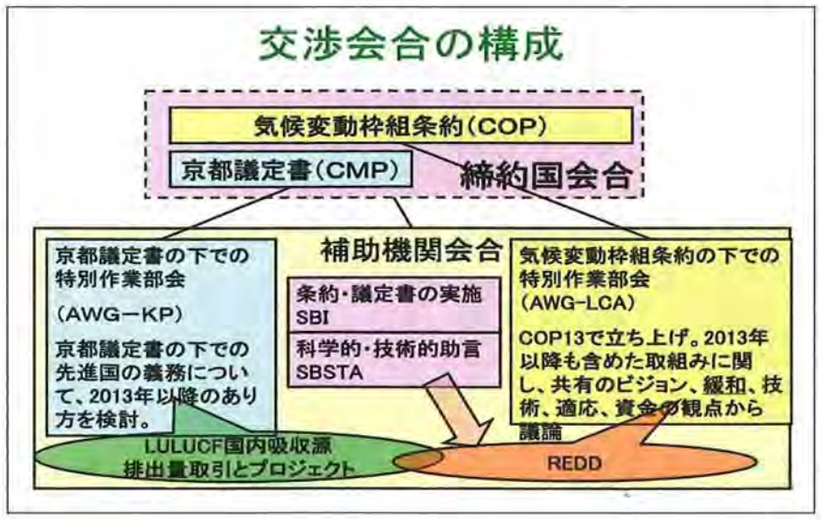

農林水産省関連の課題では、先進国における吸収源の取扱い（LULUCF）はAWG－KPで、途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減（REDD）は、方法論的課題についてはSBSTAで、政策的課題についてはAWG－LCAで検討されることとなっている（図）。

2. 会合の主な成果

（1）先進国における吸収源の取扱い（LULUCF）

本課題は先進国の次期枠組での削減目標について検討を行うAWG－KPでの課題の一つとされており、2008年3～4月のAWGバンコク会合では次期枠組でもLULUCFを引き続き適用することに合意し、6月のボン会合では各国の意見を基に検討すべきオプションと課題についてリストアップ、8～9月のアクラ会合では森林吸収源をどのように排出削減目標に反映させるか、その計上方式についてのオプションを整理している（本誌90号、91号）。我が国は、第1約束期間からの継続性や森林・林業部門へのインセンティブの観点からは、森林の吸収量をそのまま計上する「グロス・ネット方式」が適当であると主張している。

今回の会合では、特にCOP15での合意に向けた今後の作業プロセスに集中した議論が行われ、▼2009年3～4月のAWG－KP7で踏み込んだ議論を行うこと、▼それに先駆け2月中旬までに各国意見提出、▼AWG－KP7における議論を促進するため、これまでの議論や各国の意見を全て取りまとめた文書をAWG－KP議長が作成、▼8～9月のAWG－KP9で本議題に関連する（COP15での）最終決定文書案を検討すること、等が合意された。

（2）途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減（REDD）

REDDについては、COP13で2008年6月に方法論的課題についてワークショップを行うことと決まった際に我が国がこれを誘致し、同年東京で開催した（本誌91号）。今回会合ではSBSTAで、この東京ワークショップ開催国の我が国に対し各国から感謝の意が表明され、その成果を踏まえて検討が行われた。

その結果、COP15に向けた今後の作業プロセスとして、▼2009年2月中旬までに途上国の能力向上ニーズについて各国意見提出、▼6月のSBSTA30までに森林面積及び炭素変化量に対する評価基準の考え方に関する専門家会合を開催、▼検討結果をCOP15に報告すること、等が合意された。

また、今後の方法論的検討においては、途上国における能力向上の推進、先住民等の参加の尊重、各国による経験の共有等が重要であることや、各国・地域における適切な森林モニタリングシステムが重要であること等が確認された。特に先住民等の参加の尊重については、パナマ等中南米諸国グループがその重要性を強く主張し、今回会合の争点となった感があった。

3. REDDに関する閣僚級共同声明

上記公式会合以外の動きになるが、今回会合の会期中にREDDに関する閣僚級の共同声明が発表された。これは、英・ノルウェーが働きかけ、閣僚級で気候変動対策におけるREDDの重要性を訴えるもので、最終的には我が国を含む24ヵ国（日本、英、独、仏、ノルウェー、インドネシア、PNG等）が参加する形となった。我が国からは齋藤環境大臣がこの共同声明に署名を行っている。

4. COP15に向けた動き

COP15での次期枠組みについての合意に向け、2009年は4回AWGが予定されており（最終回はCOP15開催時）、この他にもワークショップや非公式会合の開催など密度の濃い交渉スケジュールとなっている。

一方、2009年7月に開かれるG8イタリアサミット、また、国連パンキムン事務総長主導による国連会合など、地球温暖化交渉以外の国際的プロセスにおいても、気候変動は主要議題として取り上げられるだろう。また、我が国の具体的な排出削減目標に向けた「中期目標」策定も、内閣官房主導で進められているところである。

我が国は先進国として、交渉プロセスにおいてイニシャチブを発揮することが期待されており、森林についてもこれまでの途上国支援や違法伐採対策の経験を活かし、更に強力な貢献策を打ち出すこととしたいと考えているところである。今後の対応を見守り、支援していただければ幸いである。

違法伐採対策に関する我が国の取組

政府調達に続き、民間部門での合法木材の優先利用を促進

林野庁木材貿易対策室　木材専門官　井上　智晴

1. はじめに

違法伐採問題は、地球規模での環境保全、持続可能な森林経営の推進にとって極めて重要な課題であり、我が国としてはこれまで、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づいて、その対策に取り組んでいます。

具体的には、二国間協力、地域間協力、そして多国間協力を通じて、違法に伐採された木材を排除するための技術開発や情報交換などに取り組んでいます。さらに、政府調達の対象を合法性、持続可能性のある木材とする措置を導入しました。現在、供給側である木材関連業界の自主的取組により、本ガイドラインに基づき、合法性等の証明された木材の供給が行われているところです。

本稿では、我が国の違法伐採対策の取組に関する最近の展開を紹介します。

2. 違法伐採の定義

現在のところ、違法伐採に関する国際的な定義は存在しませんが、一般的には、「違法伐採とは、それぞれの国の法律に違反して行われる森林伐採」と考えられています。所有権や伐採権がない森林を伐採するいわゆる盗伐といわれるもの、国立公園・保護地域等を定めた法令を守らない伐採、伐採した木材の用途指定等を守らない伐採等をいいます。

また、法律の範囲についても必ずしも明確となっているものではなく、例えば、伐採企業等の労働安全、税務、先住民族の慣習法の問題点まで含めた解釈が行われるなど統一的な定義は存在しません。

3. 我が国の取組

違法伐採対策はその重要性と緊急性から、累次のG8サミットでも主要な議題として取り上げられるほか、世界各国においても様々な取り組みが進められています。

我が国は、2005年のG8グレンイーグルズ・サミットの成果を受けて策定された「日本政府の気候変動イニシアティブ」に基づき、国内における違法伐採対策として、「グリーン購入法」により、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品とする措置を平成18年4月に導入しました。

これに先駆け、林野庁としては平成18年2月に「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）を策定し、木材・木材製品の供給者が合法性、持続可能性の証明に取り組むに当たって留意すべき事項を取りまとめ、証明方法等に関する考え方を示しました。供給側である木材関連業界ではこれに伴い、これまでに自主的な取組としてガイドラインに沿った証明体制を整備し、現在、合法性等の証明された木材の供給が行われているところです。

また、我が国の国際的な取組では、

①二国間協力として、木材トレーサビリティ技術の開発など、インドネシアにおける違法伐採対策への協力

②地域間協力として、「アジア森林パートナーシップ（AFP）」を通じた、合法性の基準や合法性確認システムの開発

③多国間協力として、「国際熱帯木材機関（ITTO）」を通じた、合法木材及び認証木材の普及・啓発等のプロジェクトの支援

などの取組を行っています。

4. ガイドラインの概要

グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）（平成12年法律第100号）に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」では、合法性及び持続可能性に係る確認についてはガイドラインに準拠して行う旨が記載されています。ガイドラインについては林野庁のホームページ等[注1]において公表しており、この中で以下の三つの証明方法を例示しています。なお、合法性の定義としては、「伐採に当たって原木の生産される国等における森林に関する法令に照らし手続きが適正になされたものであること」とし、また、持続可能性の定義としては、「持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること」としています。

①森林認証を活用する証明方法

森林認証[注2]（SGEC、FSC、PEFC等[注3]）の認証マークにより証明する方法です。

②業界団体の認定を得て事業者がする証明方法

各業界団体が自主的な行動規範を作成した上で、個別の事業者を認定し、認定を受けた事業者が「合法性等証明書」[注4]を次の段階の業者に渡すことにより、証明の連鎖を形成するものです。平成20年8月末現在で、全国で団体認定を行っている団体は約134、認定された事業者は約7100あります。

③事業者独自の取組により証明する方法

個別の事業者が独自に伐採から入荷に至るまでの流通経路等を把握した上で証明する方法です。但し、証明に当たっては、自主的行動規範の作成・公表、取組状況の監査の公表等により②の証明方法と同等のレベルで信頼性を確保する必要があります。

5. おわりに

これまで、政府調達を通じて合法性等の証明された木材・木材製品の供給体制づくりを進め、一定の成果を収めてきました。しかし、政府調達の木材・木材製品の取扱量は全体の需要量の数%を占めるに過ぎず、極めて限定的です。民間調達も含めた全体で合法性等の証明された木材・木材製品が流通するマーケットを作らない限り、効果的な違法伐採対策とはなりません。

また、昨年7月に我が国で開催されたG8北海道洞爺湖サミットでも違法伐採問題が大きく取り上げられ、その中で、「民間部門に対する合法木材の優先利用の拡大」も今後の重要課題と位置づけられました。同サミット議長国である我が国としては、率先してこの問題に取り組んでいく必要があります。

政府としては、平成21年度からの予算において、違法に伐採された木材を市場から排除するために、地方公共団体や一般消費者に対して合法性等の証明された木材・木材製品の利用促進を呼びかける等、一層の普及・定着を図っていくこととしています。消費者の皆様方には、木材・木材製品を購入される場合は、ぜひ、合法性等の証明された木材・木材製品を選択していただきますようお願い申し上げます。

合法木材証明システム及び合法木材普及啓発のためのシンボルマーク

（注1）
●木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン
（林野庁HP）http://www.rinya.maff.go.jp/policy2/ihou/gaideline.html
●グリーン購入法NET
（環境省HP）http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html
●合法木材ナビ
（違法伐採総合対策推進協議会HP）
http://www.goho-wood.jp/index.html

（注2）森林を第三者機関が認証し、当該森林から産出された木材を区分することにより、消費者が選択的にこれら木材を選別し購入することができるようにする民間団体の制度。

（注3）SGEC：「緑の循環」認証会議、FSC：森林管理協議会、PEFC：PEFC森林認証プログラム。

（注4）合法性等証明書の作成については、簡素化のため、既存の伝票等を利活用する方法もあります。

☆プロジェクト追跡☆

ギニアにおける熱帯林再生活動 10年の軌跡

サパ＝西アフリカの人達を支援する会

本来の森林に沿った独自の再生方式を採用

西アフリカの貧困解消を支援する目的で、1998年に「サパ」が設立された。貧困の原因となっている熱帯林の消失、焼畑土壌の劣化、そしてマラリアなど風土病の蔓延に対処するために、「熱帯林の再生」、「有機農法の普及」、「風土病の予防」を活動の3本柱とした。

活動のあり方の基本としては、約310年前に川越藩主柳沢吉保が推進した「三富新田（さんとみしんでん）」（現・所沢市近辺）の開発で、入植者たちが10年足らずで見事に成功させた史実をモデルとし、住民の知恵と努力によって肥沃な土地や環境の改善を実現し、生活自立を達成する方向性を目指した。

本稿では、貧困解消の最重要テーマである「熱帯林の再生」を取り上げ、活動を開始した'98年から10年間の軌跡を辿ることとした。

ギニア共和国とは

熱帯林再生の取組の舞台となったのは、世界の最貧国が集中する西アフリカの一国、ギニア共和国である。国土面積は日本の本州とほぼ同じ広さで、人口は約980万人。南側は大西洋に面しているため雨が多く、西アフリカの三大河川（ニジェール川、セネガル川、ガンビア川）の源流を擁している。しかし住民に衣食住を提供していた熱帯林は、大量の木材輸出と薪材消費等で乱伐の末に消失し、生活基盤の崩壊と共に貧困が加速することになった。

熱帯林再生活動の経過

（1）活動対象地の選択

熱帯林再生活動の実施に当たり、ギニア国内の最貧2ヵ村を選んだ。選択方法は、行政からの情報を元に2県の内の10ヵ村に候補を絞り、最後は農家の洗濯干し衣類の穴や裂け具合で貧困度を判断した。選ばれたのはモロタ村とサナワリア村である。

（2）地域住民との話し合い

サパは、村の人たちと貧困の原因と解消方法について会合を重ねた。しかし大半の村民は、貧困の原因として主食の米の収穫量が年々減少し、一日一食半の量しか口にできないことを訴えるのみで、この窮状を打開するアイディアは持ち合わせていなかった。

（3）「サパ方式」の誕生

村民自らの力で生活自立が達成できることを日本での成功例を引き合いに説明したが、十分な理解は得られなかった。そこでサパから、生活自立に向けた熱帯林再生の処方箋「サパ方式」を示すことにした。

①森は衣食住を供給すると共に雨水を貯水するダム機能を有するため、生活の基盤となる。したがって森造りは村民の生活を支えることとなる。

②森造りは、まず早く収穫が得られる（3～5年）樹種を選択植栽して食糧不足を補完すると共に、以前あった熱帯林の残存根茎からの萌芽苗を育成し、成林を目指す（サパ方式）

③森造りの各作業は村民が中心となって行う。技術支援はサパが行う。

④村民の各作業参加には日当を支給する。

この提案に村民全員が賛成したが、主には日当目当てで、他の内容についての理解は乏しいように思われた。しかし、今後の作業進捗における実績で順次理解されるものと判断した。

選伐が終わった林分と内村悦三博士

（4）植栽樹種と萌芽樹種の選定

サパ方式の策定は、サパのサポーターである内村悦三博士の現地での調査指導に拠るところが大きい。博士は、（独）森林総合研究所において熱帯林に関する研究で成果を残すと共に、竹の研究でも有名である。新規植栽樹種の選定には、以前あった熱帯林の構成樹種であると同時に村民の希望する早く収穫が得られる樹種という点を考慮して、カシュー、マンゴ、ネレ（西アフリカ原産のマメ科。さやは飼料、葉は肥料に利用される）の3樹種を選定。その際、植栽予定地の土壌を調査し、各々の適応可能性も確かめた。

萌芽樹種の選定には、数多くの萌芽の中から住民に役立つ食用、薬用の有用樹を優先した。

また、植栽苗と萌芽苗の本数比率は15対85とし、ヘクタール当たりの総本数を1000～1500本の範囲に留めた。双方による森林再生面積は'99年からの3年間で計238ヘクタールに達した。

（5）100年前の植生解明へ

一度消失した熱帯林の再生に不可欠なのは、かつての森林の構成樹種を知ることである。ところが、ギニアの植生に関する国立植物園の資料は、'58年の独立以前に行方不明となって現存していない。そのため植物園と共同で植生調査を始めた矢先、1906年出版の下記2冊の古書をパリで幸運にも入手することができた。今後、100年前の植生解明のための作業を進めていく予定である。

・ESSAI SURLA FLORE GUINEE FRANCAISE（仏領ギニアの植物相に関するエッセイ）

・LES PLANTES MEDICINALES DE LA GUINEE（ギニアの薬用植物）

活動の成果

熱帯林再生植林の成果の一端として、次のようなものが挙げられる。

●植林後6年目に、50年前に涸れた麓の泉から水が湧出し、乾季での水稲栽培が復活した。

●植林後3年でカシューの結実が見られ、食糧不足の補完に僅かながらも貢献することになった。

●選伐の実施で、入手が困難であった薪の確保が容易となった。

●50年振りの水の湧出で森の恩恵が住民たちにやっと理解されるようになり、今後、日当なしで村民自らが行うことになる森林保育に弾みがついた。

現地の状況を勘案し編み出したサパ方式で、熱帯林再生に向けた歩みは確実に動き出した。今後はさらに豊かな森造りそして生活自立の実現に向け、住民の努力が結集されることを期待したい。

文＝野澤眞次（サパ事務局長）

食糧不足を補完するカシューナッツ

選伐で生まれた薪

50年振りの湧水で復活した水田

●国際熱帯木材機関（ＩＴＴＯ）第44回理事会の結果概要

新協定の早期発効に向け、加盟国に締結促す決議採択

林野庁木材貿易対策室　熱帯木材協定係長　山下正輝

平成20年11月3～8日、国際熱帯木材機関（ＩＴＴＯ）の最高決議機関である第44回理事会が、本部所在地の横浜で48ヵ国の参加のもと開催されました。我が国からは内藤林野庁長官をはじめ林野庁、外務省、環境省等からなる代表団で臨みました。

ＩＴＴＯは、我が国に本部を有する数少ない国際機関の一つで、熱帯林の持続可能な森林経営とその森林から生産された熱帯木材貿易の促進を目的に活動しています。１９８６年の設立以来、熱帯木材統計の整備や人材の育成に関する８００件を超えるプロジェクトの支援など様々な活動を行っています。

ＩＴＴＯは現在、「１９９４年の国際熱帯木材協定」（現行協定）から新たに策定した「２００６年の国際熱帯木材協定」（新協定）へ移行するため、各国の締結を待っている状況にあります。我が国は平成19年8月に新協定に関する締結行為を完了しましたが、平成20年11月3日時点で締結または暫定適用を宣言した国は我が国を含め17ヵ国に過ぎません。（注：現行協定の締結国は60ヵ国及びＥＣ）

このため今回の理事会では、我が国のイニシアティブにより、新協定の早期発効に向けて、未締結加盟国に加入を促す決議を採択しました。

理事会の概要・成果

本理事会では、ＩＴＴＯ事務局が直接行う政策活動及び加盟国が要請・実行するプロジェクトの指針となる「ＩＴＴＯ行動計画２００８～２０１１」の採択、新協定の大きな特徴である「テーマ別プログラム」の枠組み及び五つのテーマ（a)森林法の執行、ガバナンス及び貿易、(b)熱帯林の減少、劣化の削減及び環境サービスの強化、(c)コミュニティーによる森林経営と事業、(d)貿易と市場の透明性向上、(e)産業開発と効率性向上）が採択された他、ＩＴＴＯのプロジェクトを円滑に行うためプロジェクト作成マニュアルの改訂、熱帯木材生産林における生物多様性の保全・持続的利用のガイドラインの策定などを行いました。

また、熱帯木材を生産するコートジボワール及びトーゴにおける木材生産及び貿易の状況の把握や、その障害の分析、診断を目的とした調査団の報告が行われ、両国は人口の増加、移民の焼畑、薪炭材への高い依存度、違法伐採、汚職の蔓延等が深刻な障害となっており、法制度の強化、人材育成等多くの課題を抱えていることが明らかになりました。

さらに、気候変動と森林に関する国際的な議論、特に気候変動枠組条約、世界銀行による森林炭素パートナーシップ基金（ＦＣＰＦ）等の進捗等につき報告が行われ、今後気候変動対策においてＩＴＴＯが実施すべき活動として、基準・指標への炭素アカウンティングの採用、森林経営計画やプロジェクトにおける炭素アカウンティングのための技術開発等の研究開発、森林減少・劣化に起因する温室効果ガスの排出削減（ＲＥＤＤ）やＡＲ／ＣＤＭ（Afforestation［50年間森林でない地を森林にする行為］及びReforestation［基準年以来森林でない地を森林にする行為］によるグリーン開発メカニズム）のための加盟国の能力向上と人材育成等の提案が行われました。

プロジェクト等への拠出ほか

本理事会において、我が国は、リベリアの林業教育の復興支援、パナマの統合的な火災管理の体制強化、インドネシアのビャクダン資源の持続可能な管理などのプロジェクト等に対し、総額約３６０万ドルの資金の拠出を行いました。

今回の理事会においては、ＲＥＤＤとＩＴＴＯの活動の関係について各加盟国が強く意識していたことが目立ちました。ＲＥＤＤはＩＴＴＯの目的とよく合致していることから、我が国としても、ＩＴＴＯを通じた森林減少・劣化防止の活動に積極的に貢献していきたいと思います。

特集

新たな機能と組織体制で、新ＪＩＣＡ誕生

国際協力機構（ＪＩＣＡ）地球環境部　技術審議役　高野憲一

新ＪＩＣＡとは

国際協力機構（ＪＩＣＡ）が体制を一新し、２００８年10月、新ＪＩＣＡが誕生しました。国際協力銀行（ＪＢＩＣ）の海外経済協力業務と、外務省の無償資金協力業務（外交政策上、外務省が直接実施するものを除く）がＪＩＣＡに承継され、「技術協力」、「有償資金協力」、「無償資金協力」というＯＤＡの三つの手法を一体的に担う体制、新ＪＩＣＡが構築されたのです。これは日本の国際協力の歴史にとって画期的な出来事です。国際的な情勢や国内の行政改革の流れを受けて、これまで政府はＯＤＡのさらなる質の向上を目指して、ＯＤＡ政策の戦略化や実施体制の強化などの改革に取組んできましたが、その重要な一環として、ＯＤＡの実施機関を一元化することになったものです。

この統合により、新ＪＩＣＡは、政府が策定するＯＤＡ戦略・政策に基づき、援助の手法の枠にとらわれない広い視野に立って支援案件をより効果的・効率的に形成・実施できるようになります。

新ＪＩＣＡの使命と戦略

新ＪＩＣＡは、「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発」という新しいビジョンを掲げています。このビジョンの実現に向けて、四つの戦略によって四つの使命を果たしていくことにしています。

その「使命」とは、①グルーバル化に伴う課題への対応、②公正な成長と貧困削減、③ガバナンスの改善、④人間の安全保障の実現です。

その使命を達成するための「戦略」として、①包括的な支援、②連続的な支援、③開発パートナーシップの推進、④研究機能と対外発信の強化、を上げています。

効果的・効率的な実施に向けて

案件をより効果的・効率的に形成・実施していくために、被援助国政府から正式な要請を受ける前の段階で、相手国のニーズに応じて随時機動的に実施できる「協力準備調査」を導入します。これにより、案件形成から事業実施に至るまでの期間を大幅に短縮することが可能となり、計画的・戦略的な支援の準備・実施が図られることになります。

また、新ＪＩＣＡの在外事務所は、被援助国にとって、日本のＯＤＡの総合的な窓口として機能することになり、「援助のワンストップ・サービス」が実現します。

さらに、民間部門の持つノウハウやネットワークと効果的に連携・協調できるよう「民間連携室」を設置するとともに、援助機関やＮＧＯなど多様な国際協力の担い手との連携も強化します。

質の高い国際協力の実現へ

さらに、事業の現場で得てきた知見を生かしつつ、内外の学識者との幅広い連携を図り、世界の国際協力に新しい知的価値を提供し、新たな開発潮流を主導すべく研究機能と発信力を強化するために、「ＪＩＣＡ研究所」も新たに設立されました。

今回の統合で生まれた新ＪＩＣＡの規模は、総事業費で約1兆円強、職員数で約１６００人。約１００ヵ国に上る事業拠点・ネットワークを通じ、１５０以上の国に対して総合的に開発援助を行う世界最大規模の二国間援助実施機関になります。

新ＪＩＣＡはこれまで以上に地方自治体、大学、ＮＧＯ、民間企業、そして国際協力を志す市民とのパートナーシップを推進し、日本と途上国との懸け橋となるべく努力するとともに、質の高い国際協力の実現を目指していきます。

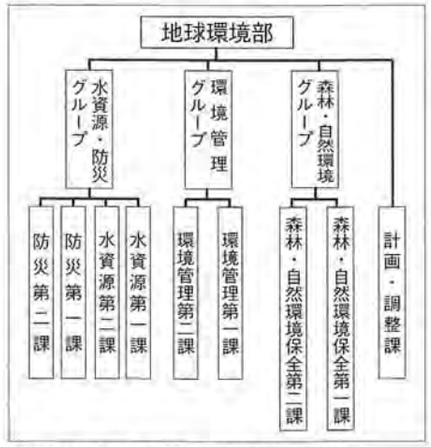

新JICAにおける「地球環境部」の組織図

ワールドレポート

●オーストリア●山地林業の機械化進む——急傾斜地でも高い作業効率

ジャーナリスト（元朝日新聞）　高田浩一

山村風景（シュタイアーマルク州）

アルプス山脈の最も多くを占める国、オーストリア。国土のほぼ半分が森林に覆われ、日本同様に山は急峻である。林業が盛んで、架線集材など山地林業の技術が進んでいる。木材・木材加工品による外貨収入は、観光に次ぐ大きな柱だ。

オーストリアの森林

同国の国土面積は、日本の4分の1の838万ヘクタール、うち47%、392万ヘクタールが森林である。森林保有の形態は、私有林が全森林面積の66%を占め、国有林が15%、残りが公有林である。

個人の森林所有者は約17万人、うち約90%が20ヘクタール以下の小規模所有者で、200ヘクタール以上の大規模経営は所有者数で0.9%、面積では全森林の約4分の1にすぎない。この点でも日本（森林所有者250万人中、20ヘクタール以下の所有者98%）と似ている。

高性能機械が活躍する林業現場

08年9月に同国南部のシュタイアーマルク州（州都グラーツ）を訪れた。国内でも特に森林が多く、「緑の心臓」と呼ばれる州だ。

ここに、同国最大の民間林業会社フランツ・マイヤーメルンホフ社がある。同社は3万2000ヘクタールの山林を所有し、伐採・植栽など林業経営を行うとともに、林業機械を開発して世界に輸出している。

同社の林業作業現場を視察した。グラーツ市から北西へ約60キロ、標高1400メートルの山腹に、樹高約30メートルのトウヒやカラマツの林が広がる。斜度60%と険しい斜面だ。ここでタワーヤーダ（タワー付き集材機）を使って集材作業をしていた。200メートル下から2～3本の伐採木をつかんだコの字型の搬器（キャレージ）が架線を伝って数分おきに上がって来る。到着後、次は別の高性能機械、プロセッサ（造材機）の出番だ。枝払い、玉切りと瞬く間に作業が進む。

同社ではこうした高性能林業機械のシステム改良を続け、タワーヤーダの最新開発モデルでは次のような段階に達している。

▼架線集材は最大900メートルのスパン、▼搬器の釣り荷重は最大4トン、▼架線を走る搬器の速度は秒速10メートル。

こうした機械の改良で、伐採から集積まで、1時間当たり14・5立方メートルをこなすことができる。山地林業の作業効率を飛躍的に高めるものだ。ちなみに、日本に多いチェーンソーでの伐採は1時間2～3立方メートル、他に土場への運搬などの諸作業があり、能率ははるかに低い。

同社は日本にも機器を輸出し、最近6年間では搬器30台（釣り荷重1・5トンの普及品）などを販売した。

樹齢90年のトウヒとカラマツの林

集成材需要で人気のカラマツ

一方、製材の現場も見た。同国の製材所はこの20年間で、約6000カ所から1400カ所に激減。経営の大規模化が進んだあおりで小規模製材所の多くが消滅したのだ。その中で、サルハイムという町で、中堅ながら素材をカラマツだけにしぼって70年、今や事業も拡大中のヤンナッハ製材所を訪れた。

100キロ圏内で産出されるカラマツを使い、年間2万立方メートルを挽く。建築構造材や窓枠、フローリング、家具などに用いられる。カラマツを扱う理由は、「質が良いから」という。また「木肌の赤みが濃く、内装材としてもきれいだから」と、これは日本と同じ評価である。さらに、建築外壁や堤防の法面にも使用されており、それは「風雨に強いため」との答だった。日本でカラマツの悩みとされる「材のねじれ」については、80年生以上の木を使うからか、問題は生じないとのことだった。

同製材所は近年、市場における集成材需要の増大を背景に、カラマツの薄板（ラミナ）生産を軌道に乗せつつある。集成材技術の発達がカラマツの長所を一層高め、同社に飛躍をもたらしているわけだ。カラマツは高級材として位置付けられ、トウヒやマツに比べて30%ほど高い単価で売れるという。

急傾斜地で活躍するタワーヤーダでの集材作業

バイオマス燃料として有効利用

同製材所ではまた、5年前から、製材過程で出て来る木屑を燃料として地域の約50戸の家庭に提供している。各家庭にとっては燃料コストが石油に比べて30%近く節約できる。バイオマス資源の有効利用、林材業の地域貢献としても活かされている。

林業訓練センター

林業の訓練センターも視察した。ミッテルドルフ市にある1530年建造の古城が、1947年に政府に移管されて以来、林業訓練センターとして使用されている。訓練生はここで5週間、寮生活をしながら林業の実際の作業技術と基本知識を習う。チェーンソーでの伐採、トラクターでの丸太運搬、架線集材など様々な実習と座学を通して、訓練終了時には一応の林業作業技術の会得を目指すプログラムだ。年4回の募集、年間100人の修了生を送り出す。応募者の80%以上が農家の子弟という。授業料は2100ユーロ（1ユーロ=120円として25万円余り）。これは費用の四割に当たり、あとは行政補助でまかなわれる。

林業訓練センターとして使われる風格あふれる古城

気候変動による森林被害

また、同州の森林で地球温暖化の影響が顕著になりつつあることを知った。林業訓練センターの教官によれば、夏は一段と暑く、水不足気味になり、冬は強風に見舞われるという気象変化が起きており、当地主力樹種で、成長が速く根の張りが比較的平たくなるトウヒに特に悪影響を与えているという。樹木の病虫害が増大し、冬の強風で簡単に倒れてしまう。08年1月の強風の際には、同州だけで倒木など400万立方メートルの被害が出たという。

センターの活動

CDM植林人材育成研修を実施

CDM植林事業を円滑に推進する上で必要な人材の育成に寄与するため、近い将来にCDM植林事業を担当する予定の人たちを対象として、国内外で標記研修を実施しました。

国内研修については、基礎知識の習得を目的とした初級コースを昨年10月22～24日に開催（参加者28名）。

CDM植林人材育成研修・初級コース（東京）

また、プロジェクト設計書（PDD）の作成演習など、より実務的な中級コースを1月28～30日に開催しました（参加者20名）。

海外研修については、フィリピン国のフィリピン大学ロスバニョス校において、現地の政府、企業、NGOの担当者の参加を得て昨年10月8～10日に開催しました（参加者26名）。

海外林業人材育成研修を実施

海外緑化活動に携わるNGO関係者等を対象に、発展途上地域での森林造成等の基本的な知識や技術の習得を支援することを目的とした研修を、昨年12月5日～17日に実施しました。

チーク林で樹体バイオマス量測定実習（ロンボク島）

選抜された10名の研修生は、国内で3日間の事前研修の後、インドネシアのロンボク島・バリ島において、社会林業の推進状況やその意義、支援者の立場としての貢献のあり方や手法について、現地関係者との意見交換などを通して学習しました。また、植林実習や講義などを通じ、半乾燥地での森林造成の留意点、CDM植林事業の仕組みや条件などを学ぶとともに、特用林産物としての沈香の育苗、母樹林の設定状況、マングローブ情報センターの活動状況等を見学しました。

海外の森林と林業」編集委員会を開催

「海外の森林と林業」編集委員会を昨年12月19日に開催し、74号掲載原稿の最終検討と確定、続く75号の構成と掲載原稿の検討を行いました。

COP14・COP／MOP4報告会を開催

昨年12月にポーランドのポズナンで開催された気候変動枠組条約第14回締約国会合（COP14）・京都議定書第4回締約国会議（COP／MOP4）の報告会を、当センター主催で1月20日に都内の国立オリンピック記念青少年総合センターで開催しました。日本政府代表団の一員として同会議に出席された林野庁の赤堀聡之氏、渡辺達也氏の両講師から、吸収源、REDD等、森林分野に関する議論の状況について報告があり、続いて質疑応答がなされました。

COP14・COP/MOP4報告会（東京）

天然力を活かした更新技術による森林整備に関する調査委員会を開催

標記調査事業の第二回委員会を昨年12月26日に開催しました。各委員から今年度調査結果につき中間報告があり、続いて調査報告書取りまとめのための内容の検討を行いました。

CDM植林国際パネルディスカッション開催のご案内

3月10日／国立オリンピック記念青少年総合センター

国際緑化推進センターでは、「CDM植林国際パネルディスカッション」を3月10日に国立オリンピック記念青少年総合センターにて開催します。パネラーには下記の方々等をお招きする予定で現在、最終調整中です。テーマとしてはCDM植林の取組事例と有効化審査等を予定しています。詳細が固まり次第当センターのホームページに掲載して参加者の受付を開始しますので、下記URLにて最新情報をお確かめ下さい。

◆

日　時：　平成21年3月10日(火)　13：30～17：00（開場13：15）
場　所：　国立オリンピック記念青少年総合センター（国際会議場）
（東京都渋谷区代々木神園町3－1／Tel：03-3467-7201）
◎小田急線：「参宮橋」駅下車徒歩約7分　◎千代田線：「代々木公園」駅下車約10分
◎京王帝都バス：新宿駅西口（16番）、渋谷駅南口（14番）より、「代々木5丁目」下車
パネラー：　マーティン氏（テュフズード社、ドイツ）、リザルディ博士（ボゴール農科大学、インドネシア）、吉高まり氏（三菱UFJ証券）、曽田良氏（住友林業）、佐藤雄一氏（林野庁）を予定
定　員：　100名
申　込：　最終予定を当センターホームページ上にて発表した段階で、申し込み受付を開始します。
その他：　同時通訳あり。参加費無料。

（財）国際緑化推進センター
http://www.jifpro.or.jp/

基金へのご協力

熱帯地域の森林造成に役立てて欲しいと次のご寄付をいただきました。

◆キーコーヒー（株）を通じた個人2名様より、1500円
◆リンベル（株）を通じた個人102名様より、25万2055円
◆（財）ベターリビング（那珂正理事長）様より、1560万円
◆デロンギ・ジャパン（株）（パトリック・ロエル代表取締役社長）様より、669万3000円
◆藤間剛様より、3万2400円
◆レノボ・ジャパン（株）（ロードリック・ラピン代表取締役社長）様より、2万円
◆オオタユウコ様より、2万円
◆フクオカヤスオ様より、2万円

★表紙写真の解説

正確には他所で播種・育成された苗木を植栽前に養生している光景である。寒冷紗を用いずコストの低減を図っている。植栽木の多くはゲニゼロ（*Enterolobium cyclocarpum*）、苗木はアメリカネムノキ（*Samanea saman*）である。ゲニゼロの樹冠が直射光を遮り、苗木に適度な被陰効果を与えている。

開放地（裸地）での活着率の高い健全な苗木を生産するためには、このあと植栽時に向けて遮光量ならびに潅水量を徐々に減らし、茎葉を硬化させる処理が必要である。この処理を行うことは、同時に根際直径を増加させ、強光・乾燥や強風等に対し耐性を持たせ、また、根系の発達を促してT／R率（茎葉部と根系部の割合）を理想的な状態に近づけることができる。結果的に、苗木の活着率を高め、初期生長を促進する。写真における状態の後、受光量をどう増加させていくかの工夫が必要である。

緑の地球
第19巻第1号（年4回発行）
平成21年1月31日発行
編集／緑の地球編集委員会
発行／(財)国際緑化推進センター
〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル3階
電話03(5689)3450 FAX03(5689)3360

明日の地球にゆたかな森林を残しましょう

——あなたもセンターの活動にご協力ください——

国際緑化推進センターの事業は、広く国民のみなさま、企業等のご協力によって造成された基金（国際緑化基金）の運用益によって行われています。当センターは、特定公益増進法人として農林水産大臣の証明を受けていますので、基金への寄付金に対しては租税の特例措置が適用になります。

〈特例措置の内容〉

◆個人が特定公益増進法人へ寄付した場合は、一定額を所得控除できます。

◆法人が寄付した場合は、一般寄付金とは別枠で一定の限度額の範囲内で損金扱いとすることができます。

あなたも熱帯に木を植えてみませんか

熱帯林造成基金

熱帯地域の緑化にあなたもご協力ください。みなさまのご厚意がたくさん集まって、「森林」が生まれます。当センターでは、減少著しい熱帯林の造成を目指し、国民のみなさま、企業、団体などからの浄財を募り、熱帯地域での植林を実施しています。

賛助会費、国際緑化基金および熱帯林造成基金のお申込み先

財団法人 国際緑化推進センター
〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル
電話：03-5689-3450 FAX：03-5689-3360

＜お振り込み先＞
口座名…（財）国際緑化推進センター
●賛 助 会 費：三菱東京UFJ銀行春日町支店／普通口座 0496575
●国際緑化基金：三菱東京UFJ銀行春日町支店／普通口座 0477245
●熱帯林造成基金：三菱東京UFJ銀行春日町支店／普通口座 0497178

国際緑化の情報をお届けします——賛助会員へご入会ください

賛助会員には、個人会員と法人会員があります。

◆会費：個人 1口 10,000円
法人 1口 100,000円

◆資格：個人および法人・法人以外の団体・地方公共団体

◆会員へのサービス
当センターが発行する出版物はじめ国際的な森林・林業協力に役立つ情報の提供、また海外での林業協力に関する相談などに応じます。

財団法人
国際緑化推進センター
〒112-0004 東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル
電話：03-5689-3450 FAX：03-5689-3360 E-mail：jifpro@jifpro.or.jp URL：http://www.jifpro.or.jp/